

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（サポート） 【現改比較表】 2026年6月29日現在	
～2026年6月28日	2026年6月29日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（サポート） 第1章 （略） 第2章 契約 第2条 （略） （利用権の譲渡） 第3条 契約者は、共通編第13条（契約に基づく権利の譲渡）の規定にかかわらず、SDPFサービス（サポート）を利用する権利を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。 第3章～第5章 （略） 別紙1 有償サポート 1 メニュー一覧 <table> <tr> <th>メニュー</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>(1) （略）</td><td>（略）</td></tr> </table> 2 各メニューの提供条件等 (1) （略）	メニュー	内 容	(1) （略）	（略）	Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（サポート） 第1章 （略） 第2章 契約 第2条 （略） （利用権の譲渡） 第3条 契約者は、別紙1（有償サポート）に定めるProfessional Support Servicesについては、共通編第13条（契約に基づく権利の譲渡）の規定にかかわらず、SDPFサービス（サポート）を利用する権利を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。 第3章～第5章 （略） 別紙1 有償サポート 1 メニュー一覧 <table> <tr> <th>メニュー</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>(1) （略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>(2) ネットワーク元保守ライ ト</td><td>SDPFサービスの1つであって、電気通信サービス等の利用 に関わる保守の支援等を行うサービス</td></tr> </table> 2 各メニューの提供条件等 (1) （略） (2) ネットワーク元保守ライ ト A 提供条件等 (A) 当社は、ネットワーク元保守ライ トを提供するにあたり、下表のとおり プラン等を定めます。 <table> <tr> <th>プラン等</th><th>内 容</th></tr> </table>	メニュー	内 容	(1) （略）	（略）	(2) ネットワーク元保守ライ ト	SDPFサービスの1つであって、電気通信サービス等の利用 に関わる保守の支援等を行うサービス	プラン等	内 容
メニュー	内 容												
(1) （略）	（略）												
メニュー	内 容												
(1) （略）	（略）												
(2) ネットワーク元保守ライ ト	SDPFサービスの1つであって、電気通信サービス等の利用 に関わる保守の支援等を行うサービス												
プラン等	内 容												

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（サポート） 【現改比較表】 2026年6月29日現在	
～2026年6月28日	2026年6月29日～

	<table> <tr> <td>複合運用サポート 窓口</td><td>電気通信サービス等に係る故障対応等において、契約者からの問合せに関する一元対応窓口を提供するもの</td></tr> </table> (B) <u>当社は、ネットワーク一元保守ライトにおいて提供する情報又は対応について、その正確性、完全性、最新性、有用性、信頼性、特定目的への適合性及び安全性の確保に向けた合理的な努力を行いますが、これらの事項について、明示又は黙示を問わず、何ら保証するものではありません。</u> (C) <u>契約者は、ネットワーク一元保守ライトにおいて当社から提供された情報又は対応に基づいて契約者が実施した故障手配、設定変更又はその他の行動及び当該行動の結果に対して責任を負うものとし、当社はそれらに対して一切の責任を負わないものとします。</u> (D) <u>当社は、複合運用サポート窓口の提供条件を次のとおり定めます。</u> <u>a 当社の複合運用サポート窓口の対応時間は、24時間365日とします。</u> <u>b 当社での調査が必要な場合等においては、当該問い合わせのあった日の翌営業日以降の対応となる場合があります。</u> <u>c 当社は、契約者による日本国内からの日本語を用いた問合せに限り対応するものとします。</u> (E) <u>ネットワーク一元保守ライトに係るその他の提供条件は、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところによります。</u> <u>B 料金算定方法等</u> (A) <u>利用料金</u> <u>当社は、ネットワーク一元保守ライトについて、次のとおり利用料金を適用します。</u> <u>a ネットワーク一元保守ライトの利用料金は、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の規定、B（料金算定方法等）に定める算定方法等及び当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。</u> <u>b ネットワーク一元保守ライトの利用料金は、1のお客様契約番号ごとに、そのお客様契約番号に属するテナントごとの利用料金を合算して適用します。</u>	複合運用サポート 窓口	電気通信サービス等に係る故障対応等において、契約者からの問合せに関する一元対応窓口を提供するもの
複合運用サポート 窓口	電気通信サービス等に係る故障対応等において、契約者からの問合せに関する一元対応窓口を提供するもの		

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（サポート） 【現改比較表】 2026年6月29日現在	
～2026年6月28日	2026年6月29日～
	c <u>当社は、契約名義人に係るネットワーク一元保守ライトに関し、契約名義人以外の第三者による利用又はハードウェア若しくはソフトウェアによる自動的・自律的な利用があった場合についても、当該名義人による利用として利用料金を算定します。</u> d <u>1のテナントにおける複合運用サポート窓口の利用料金は、次に掲げるID数の合計値（当月内において変動する場合は当月の最大値とします。）に応じて適用します。</u> (a) <u>複合運用サポート窓口の対象テナントに属する対象リソースに係るIDの数</u> (b) <u>Smart Data Platformサービスのテナントに属さないリソースを対象とする場合は、契約者があらかじめ申し出た対象リソースに係るIDの数</u> e <u>1のテナントにおける複合運用サポート窓口の利用料金は、その提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、その提供を終了した日を含む料金月までの期間について、支払いを要します。</u> <u>ただし、提供開始日と提供終了日が同一の料金月に属する場合は、その1カ月分の利用料金の支払いを要します。</u> f <u>1のテナントにおいて、1の料金月に複合運用サポート窓口の利用終了の申込みと利用開始の申込み等があり、複数の複合運用サポート窓口の利用があったときは、それぞれの利用に対して利用料金を別々に計算して適用します。</u>